

第2期
瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画
中間見直し

令和4年12月

瀬戸内市

1 計画の見直しに当たって

(1) 背景と趣旨

本市は、予測される課題や市民のニーズを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制と、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組むため、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」といいます。）を策定しました。

この計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）において、「計画に定めた量の見込み等が実績と大きく乖離している場合は、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、見直しを行うこと」とされています。

計画策定から2年が経過し、計画に定めた「量の見込み」に比較的大きな乖離が見られること、「確保量」（「確保策」）に変更が生じる見込みが確実であることから、より実態に即した計画とするため、令和5年度及び令和6年度について、見直しを実施することとしました。

(2) 見直しの概要

ア 「教育・保育施設」に係る「量の見込み」と「確保量」

「量の見込み」については、国において「令和3年4月1日時点における教育・保育給付認定ごとの実績値と計画値に10%以上の乖離がある場合」に見直しが必要とされていますので、この条件に該当する3号認定のうち0歳並びに1号及び2号認定について、実績等に基づき見直しを行いました。

「確保量」については、新設される施設、既存施設の定員変更等を反映しました。

イ 「地域子ども・子育て支援事業」に係る「量の見込み」と「確保策」

「量の見込み」については、実績に基づき見直しを行いました。

「確保量」については、新設される施設、既存施設の定員変更等を反映しました。

2 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育）の見直し

計画49・50頁

<見直しの内容>

「量の見込み」について、3号認定のうち0歳の令和4年度当初申込数が前年度から大幅に増加するとともに、施設利用率の増加傾向が顕著であることから、今後も増加傾向が継続すると想定し、直近の施設利用率の伸び率を考慮して推計しました。また、1号及び2号認定については、今後施設利用率等の大幅な増減は想定されにくいことから、令和2年度から令和4年度までの実績に基づいて推計しました。

「確保量」について、令和5年度から認定こども園及び小規模保育事業が新設されること、現行計画策定後、既設の施設における定員内訳に変更があったこと等を反映するため、改めて各施設における定員を認定区分ごとに積み上げて算出しました。

「今後の方向性」について、令和5年度以降の施設数を精査しました。

次の表等の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【 令和5年度 】

		令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）			746	188	433
量の見込み（A）		286	460	83	293
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	610	575	80	308
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設				
確保量合計（B）		610	575	80	308
過不足（C）＝（B）－（A）		324	115	△3	15

【 令和6年度 】

		令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）			748	184	423
量の見込み（A）		287	461	81	286
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	610	575	80	308
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設				
確保量合計（B）		610	575	80	308
過不足（C）＝（B）－（A）		323	114	△1	22

【 今後の方向性 】

- ・既存の認定こども園2か所、幼稚園5か所、認可保育所7か所で実施します。
- ・今後利用ニーズが高まる0歳児・1歳児の必要量の確保について、施設整備を進めます。
- ・施設の整備にあたっては、保育園、幼稚園の施設の在り方につき、こども園化を含めて検討します。
- ・無償化による利用ニーズの高まりに対応するため、新たな施設を誘致します。
- ・事業所内保育、企業主導型保育事業が利用可能となるよう、企業等へ働きかけを行います。

<見直し後>

【令和5年度】

		令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		746		188	433
量の見込み（A）		212	508	100	293
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	610	616	89	333
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等			6	13
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設				
確保量合計（B）		610	616	95	346
過不足（C）＝（B）－（A）		398	108	△5	53

【令和6年度】

		令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		748		184	423
量の見込み（A）		212	508	102	286
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	610	616	89	333
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等			6	13
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設				
確保量合計（B）		610	616	95	346
過不足（C）＝（B）－（A）		398	108	△7	60

【今後の方向性】

- ・令和5年度から、既存の認定こども園4か所、幼稚園4か所、認可保育所7か所（うち小規模保育事業1か所）で実施します。
- ・今後利用ニーズが高まる0歳児・1歳児の必要量の確保について、施設整備を進めます。
- ・施設の整備にあたっては、保育園、幼稚園の施設の在り方につき、こども園化を含めて検討します。
- ・無償化による利用ニーズの高まりに対応するため、新たな施設を誘致します。
- ・事業所内保育、企業主導型保育事業が利用可能となるよう、企業等へ働きかけを行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の見直し

○延長保育事業（計画5 1頁）

<見直し内容>

「確保策」について、令和5年度から新設される認定こども園及び小規模保育事業を反映しました。

次の表の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【 量の見込みと確保策 】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	293	290
確保策（B）	<u>390</u>	<u>390</u>
差引（B）－（A）	<u>97</u>	<u>100</u>

<見直し後>

【 量の見込みと確保策 】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	293	290
確保策（B）	<u>426</u>	<u>426</u>
差引（B）－（A）	<u>133</u>	<u>136</u>

○放課後児童健全育成事業（計画52頁）

<見直し内容>

「量の見込み」について、令和6年度の「量の見込み（A）」欄に計算誤りがありましたので、修正しました。

「確保策」について、令和5年度から民設の放課後児童クラブ2クラブが新設されること、現行計画策定後、既設の施設における定員に変更があったこと等を反映するため、改めて各施設における定員を積み上げて算出しました。

「今後の方向性」について、令和5年度から新設される民設の放課後児童クラブ2クラブに係る記載を追加しました。

次の表等の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【 量の見込みと確保策 】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	482	<u>469</u>
1年生	111	101
2年生	89	88
3年生	72	71
4年生	90	86
5年生	79	75
6年生	41	39
確保策（B）	<u>573</u>	<u>573</u>
差引（B）－（A）	<u>91</u>	<u>104</u>

【 今後の方向性 】

- ・保護者のニーズに対応するため、令和2年度から民設クラブ2クラブを新設し、民設クラブ5クラブ、公設クラブ11クラブで実施します。
- ・放課後児童の健全育成を推進するため、支援員の資質の向上に努めます。
- ・放課後児童クラブ運営指針に基づく適正な運営が行われるよう、指導助言を行います。

<見直し後>

【 量の見込みと確保策 】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	482	460
1年生	111	101
2年生	89	88
3年生	72	71
4年生	90	86
5年生	79	75
6年生	41	39
確保策 (B)	664	664
差引 (B) - (A)	182	204

【 今後の方向性 】

- 保護者のニーズに対応するため、令和2年度から民設クラブ2クラブを新設し、さらに令和5年度から民設クラブ2クラブを新設し、民設クラブ7クラブ、公設クラブ11クラブで実施します。
- 放課後児童の健全育成を推進するため、支援員の資質の向上に努めます。
- 放課後児童クラブ運営指針に基づく適正な運営が行われるよう、指導助言を行います。

○地域子育て支援拠点事業（計画54頁）

<見直し内容>

「量の見込み」について、計画値と実績値に乖離が見られたため、新型コロナウイルス感染症の影響が少ないと思われる令和元年度の実績に基づき見直しを行いました。

次の表の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【量の見込みと確保策】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	<u>19,544</u>	<u>19,103</u>
確保策（B）	26,000	26,000
設置か所数	5	5
差引（B）－（A）	<u>6,456</u>	<u>6,897</u>

<見直し後>

【量の見込みと確保策】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	<u>15,137</u>	<u>15,093</u>
確保策（B）	26,000	26,000
設置か所数	5	5
差引（B）－（A）	<u>10,863</u>	<u>10,907</u>

○一時預かり事業（計画55・56頁）

<見直し内容>

幼稚園型及び幼稚園型以外の「確保策」について、令和5年度から新設される認定こども園を反映しました。

「今後の方向性」について、令和5年度以降の事業実施か所数を精査しました。
次の表等の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園型（認定こども園在園児（教育利用）を対象）

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	9,361	9,386
1号認定による利用	3,953	3,963
2号認定による利用	5,408	5,423
確保策（B）	<u>10,500</u>	<u>10,500</u>
差引（B）－（A）	<u>1,139</u>	<u>1,114</u>

◎幼稚園型以外

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,949	2,923
確保策（B）	<u>6,596</u>	<u>6,596</u>
一時預かり事業（幼稚園型以外）	<u>6,500</u>	<u>6,500</u>
子育て援助活動支援事業	96	96
差引（B）－（A）	<u>3,647</u>	<u>3,673</u>

【 今後の方向性 】

- ・幼稚園型の一時預かり事業については、認定こども園2か所、幼稚園5か所で実施し、提供体制を確保します。
- ・幼稚園型以外の一時的預かり事業については、認定こども園1か所、認可保育所5か所、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）で実施します。

<見直し後>

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園型（認定こども園在園児（教育利用）を対象）

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	9,361	9,386
1号認定による利用	3,953	3,963
2号認定による利用	5,408	5,423
確保策（B）	<u>11,468</u>	<u>11,468</u>
差引（B）－（A）	<u>2,107</u>	<u>2,082</u>

◎幼稚園型以外

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,949	2,923
確保策（B）	<u>7,596</u>	<u>7,596</u>
一時預かり事業（幼稚園型以外）	<u>7,500</u>	<u>7,500</u>
子育て援助活動支援事業	96	96
差引（B）－（A）	<u>4,647</u>	<u>4,673</u>

【 今後の方向性 】

- 幼稚園型の一時預かり事業については、令和5年度から認定こども園4か所、幼稚園4か所で実施し、提供体制を確保します。
- 幼稚園型以外の一時預かり事業については、令和5年度から認定こども園2か所、認可保育所5か所、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）で実施します。

○ファミリー・サポート・センター事業（計画58頁）

<見直し内容>

「量の見込み」について、実績値と計画値に乖離が見られ、保育所利用の増加に伴い減少傾向であることから、新型コロナウイルス感染症の影響下にあってもある程度の需要が見られた令和2年度の実績に基づき見直しを行いました。

次の表の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【量の見込みと確保策】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	<u>217</u>	<u>210</u>
確保策（B）	226	226
差引（B）－（A）	<u>9</u>	<u>16</u>

<見直し後>

【量の見込みと確保策】

	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	<u>190</u>	<u>190</u>
確保策（B）	226	226
差引（B）－（A）	<u>36</u>	<u>36</u>

○妊婦健康診査事業（計画62頁）

<見直し内容>

「受診対象者数」について、計画値と実績値に乖離が見られたため、令和元年度から令和3年度までの実績に基づき見直しを行いました。

「健診回数（延べ）」について、受診対象者数の見直しを反映しました。

次の表の傍線部分が見直し部分です。

<現行>

【 量の見込み 】

	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	<u>285</u>	<u>280</u>
健診回数（延べ）	<u>1,995</u>	<u>1,960</u>

<見直し後>

【 量の見込み 】

	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	<u>273</u>	<u>273</u>
健診回数（延べ）	<u>1,911</u>	<u>1,911</u>